

したい。

(参考) 都道府県別の実施状況 (全国平均：51%)

都道府県別 管内保険者実施率 (%)	都道府県数
81～100	3
61～80	14
41～60	23
21～40	7

さらに、平成20年10月の事務連絡により、

- ① 市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても補助の対象となるものであること
- ② 市町村の創意工夫を活かした介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要と考える多様な事業が補助の対象となること

について周知しているところであるが、改めて、管内の各市区町村に対し制度の周知をお願いするとともに、積極的に当該事業を実施していただくようご協力をお願いしたい。

また、当該事業の実施にあたっては、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が広く地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するという観点から、

- ① 判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行う社会・援護局所管の「日常生活自立支援事業（平成17年3月31日社援発0331021号）」などの他の権利擁護に関連する事業
- ② 市区町村社会福祉協議会、司法書士会（リーガルサポートセンター）、社会福祉士会（ばあとなあ）、日本弁護士連合会など的高齢者・障害者の権利擁護に携わる各種団体

との連携を図るよう周知願いたい。

7 百歳高齢者表彰について

(1) 百歳高齢者関係調査への協力依頼

平成21年度における百歳高齢者表彰に係る大まかなスケジュールについては、以下のとおりであるので表彰対象者等の漏れ等が発生しないようご協力をお願いする。

また、本年度は、記念品の調達を早期に行うこととしているため、例年、記念品の調達数量の確定を目的として地方自治体に対して実施している「表彰対象者(記念品贈呈対象者)に係る人数調査」等の実施時期を以下のとおり変更したところであるから、管内の市区町村に対して当該調査への協力について周知願いたい。

<参考1>平成21年度百歳高齢者表彰対象者

明治42年4月1日から明治43年3月31日までの間に出生した者であって、平成21年9月15日現在において存命の者

<参考2>平成21年度 百歳高齢者表彰のスケジュール(案)

月	日	事 務 内 容	提出メ切
平成21年2月	上旬	百歳高齢者関係調査(1)依頼	
		①人数調査	3月19日
		②海外居住百歳以上高齢者調査	4月下旬
	中旬	百歳高齢者関係調査(2)依頼	
		①対象者の氏名確認調査	7月上旬
		②百歳以上高齢者調査	8月下旬
		③国内最高齢者調査	9月上旬
		④地域で話題の高齢者調査	9月上旬
	下旬		
3月	上旬		
	中旬	百歳高齢者関係調査(1)①集計	
	下旬		
4月	上旬		
	中旬		

	下旬	百歳高齢者関係調査(1)②集計	
5月	月上旬	在留邦人戸籍確認	8月上旬
	中旬		
	下旬		

7月	月上旬	対象者の氏名確定	
	中旬		
	下旬	①贈呈対象者最終確認 依頼	8月中旬
		②銀杯・紙筒の自治体送付数最終確認 依頼	8月中旬
		③記念品引渡し送付先登録 依頼	8月上旬
		④取材・問合せ先登録 依頼	8月中旬
8月	月上旬	記念品引渡し送付先リスト 完成	
	中旬	贈呈対象者数 確定 銀杯・紙筒の自治体送付数 確定 取材・問合せ先リスト 完成	
	下旬		
9月	月上旬	贈呈対象者数 最終確認 引渡し通知 交付	9月上旬
	中旬	閣議 閣議後、資料を公表	
	下旬		

(2) 表彰対象者の異動に伴う報告の徹底

百歳高齢者表彰の実施に当たっては、これまで自治体間において表彰対象者の異動について情報交換をすることがなかったことから、表彰対象者の異動情報が、異動元又は異動先の自治体において共有されず、結果として、表彰対象者から漏れるといった事案が散見されたこと等を踏まえ、平成20年4月及び同年8月には、都道府県あて最高齢者及び表彰対象者（以下「表彰対象者等」という。）の異動に係る報告体制

についての協力を依頼しているところである。

当該行事は、長寿を祝い、かつ、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝し、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることが目的であることから、事務的な手違いによって、本来表彰される方が表彰対象者等から外れるといったことがないように、都道府県、指定都市、中核市をはじめ管内の市区町村に対して、表彰対象者等の異動に係る報告体制について遺漏のないよう周知願いたい。

(3) 記念品(銀杯)の寸法変更

百歳高齢者表彰は、昭和38年度より老人の日記念行事として、その年度に百歳を迎える高齢者の方々に内閣総理大臣より祝状及び記念品(銀杯)の贈呈を行っているところである。

これまで、贈呈する記念品(銀杯)については、直径3.5寸(約105mm)としていたが、平成21年より直径3.0寸(約90mm)に変更することとしたので、ご了承願いたい。

8 認知症対策の推進について

認知症介護等対策については、これまで、認知症グループホーム等の介護サービスの提供や、認知症介護従事者に対する研修等を通じたケアの質の向上、認知症ケアの標準化や高度化の推進、地域のかかりつけ医の認知症対応力の向上や認知症サポート医の養成を通じた地域医療体制の充実、認知症サポーターの養成や認知症徘徊ネットワーク等を通じた認知症地域支援体制の構築等について国、自治体、関係団体の協力の下で推進してきたところである。

このような中で、昨年、厚生労働大臣の指示の下「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）が開催され、同年7月、提言が取りまとめられた。

本提言においては、今後の認知症対策として、①実態の把握、②研究・開発の促進、③早期診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策の推進が重要であると指摘されている。

今後この提言を踏まえた認知症対策を実施するに当たり、平成21年度予算（案）においては、従来の「認知症対策総合支援事業」を大幅に拡充し、総合的な認知症対策を推進することとしている。

老健局所管の平成21年度予算（案）においては、プロジェクトの提言のうち④適切なケアの普及及び本人・家族支援及び⑤若年性認知症対策に関する事項を中心に、事業の実施を予定している。

各都道府県においては、必要な予算の確保及び地域包括支援センターに配置する認知症連携担当者やコールセンターによる電話相談体制、若年性認知症ネットワーク等必要な体制の準備を進め、国庫補助事業の積極的な活用による認知症対策の積極的な推進をお願いします。

（平成20年度予算額 1,605,598千円）

認知症対策等総合支援事業 平成21年度予算（案）3,029,053千円

○ 認知症地域ケア推進事業

⑨ 認知症対策連携強化事業	900,000千円
・ 認知症地域支援体制構築等推進事業	408,289千円
○ 認知症ケア人材育成等事業	
・ 認知症対応型サービス事業管理者等養成事業	} 282,310千円
・ 認知症地域医療支援事業	
・ 高齢者権利擁護等推進事業	
⑨ 認知症ケア多職種共同研修・研修事業	62,431千円
⑨ 認知症対策普及・相談・支援事業	698,112千円
⑨ 若年性認知症対策総合推進事業	154,446千円
○ 認知症ケア高度化推進事業	76,945千円
○ 認知症介護研究・研修センター運営事業	446,520千円

このうち、新規事業については、以下のとおりの実施を予定している。

(1) 認知症対策連携強化事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、地域包括支援センター及び認知症連携担当者の選定作業をお願いします。なお、認知症連携担当者に必要な研修は21年度上半期に実施予定であることから、当該研修の受講を見込んだ認知症連携担当者を配置し、4月1日から事業を開始することとして差し支えない。

【実施要綱(案)】

1 目的

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族に対する支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

今般、認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターと緊密に連携する地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、地域における認知症ケア

体制及び医療との連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、原則として認知症疾患医療センター（以下「医療センター」という。）が設置されている市町村とする。

ただし、現在、市内に医療センターはないが、医療センターへの確実な移行を予定している老人性認知症疾患センターが設置されている市町村（特別区を含む。以下同じ。）についても設置可能とする。

(2) 同一県内に医療センターが設置されており、医療センター設置市町村と都道府県との協議の上、医療センター設置市町村が認めた場合に限り、医療センター設置市町村以外の市町村又は都道府県の実施を可能とする。

（本事業を実施する市町村を以下この項において「実施市町村等」という。）

(3) 実施市町村等は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

(4) 都道府県は、本事業の実施に当たって実施市町村等に対し指導、助言及び事業間の連絡調整を行うものとする。

3 認知症連携担当者の配置等

(1) 認知症連携担当者等の配置

実施市町村等は、本事業を行うに当たり、管内の地域包括支援センター1か所に、次に掲げる職種の職員を配置するものとする。

ア 認知症連携担当者

認知症介護指導者研修修了者又はこれに準ずる者（認知症介護実践リーダー研修修了者で一定期間の実務経験を有し、認知症介護指導者研修に準ずる研修を修了した者等）等、認知症の介護や医療における専門的知識を有する者 常勤換算で1人以上

イ 嘱託医

認知症サポート医養成研修を修了した者又はこれに準ずる者 1人以上
(嘱託可)

(2) 従業員の責務

本事業に携わる従業員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業内容

(1) 地域におけるネットワーク体制の構築

ア 医療センター、権利擁護に係る関係団体等との密接なネットワークを構築すること。

イ 医療センターの連携担当者との情報交換及び日常的な連絡調整に努めること。

(2) 医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者に対する支援を行うこと。

ア 医療センターから、医療センターにおいて認知症の確定診断を受けた者であって地域包括支援センターへの情報提供について同意した者の情報を、毎週等定期的に入手すること。

イ 医療センターから提供された情報に基づき、認知症の確定診断を受けた者及びその家族に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する者の場合は、当該認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

(3) 他の地域包括支援センターに対する支援を行うこと。

ア 他の地域包括支援センターから認知症の医療や介護等に関する各種の相談があった場合には、認知症介護に係る専門的な助言等必要な支援を行うこと。

イ 他の地域包括支援センターから受けた相談内容が専門医療に基づく判断を必要とする場合には、医療センターと協議の上、地域の医療機関の紹介等必要なサービスの利用調整を行うこと。

ウ 他の地域包括支援センターから高齢者虐待に関する相談を受けた場合に、

権利擁護相談窓口等の権利擁護に係る関係団体の紹介等必要な支援を行うこと。

(4) 地域において、認知症に関する各種の保健医療及び介護サービス、福祉サービス等の内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。

(5) 若年性認知症者に関する支援を行うこと。

ア 医療センターから提供された情報に基づき、若年性認知症（65歳未満であって、脳血管障害やアルツハイマー病による認知症のために日常生活を営むのに支障がある者）の確定診断を受けた者及びその家族に対し、電話や訪問等により、在宅介護の方法や地域の保健医療サービス及び介護サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。なお、当該若年性認知症者が認知症連携担当者の担当区域外に居住する者の場合は、当該若年性認知症者の居住する区域を担当する地域包括支援センターに情報を提供する等の連携を図ること。

イ 就労継続に関する支援や障害福祉サービスの利用等介護サービス以外の支援が必要な場合は、ハローワーク、都道府県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスの相談支援事業者、就労継続支援B型事業者等若年性認知症者の状態や本人・家族の要望等を踏まえ、適切な支援機関と連携し、具体的なサービスにつなげること。

ウ 都道府県等が設置する障害者就労支援ネットワークに参画し、当該ネットワークの資源を活用して若年性認知症自立支援ネットワークを構築すること。

また、当該ネットワークの定期的な開催により、若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた適切な支援につなげること。

(6) その他地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の構築に資する取組みを行うこと。

(7) 認知症連携担当者が配置されている地域包括支援センターは、3職種と共同してこれらの取組みを行うことが望ましいこと。

5 事業実施上の留意点

- (1) 実施市町村等は、本事業の趣旨に鑑み、市町村の民生部門と都道府県の保健衛生部門との連携の下に、本事業に対する両部門の協力、支援体制を整備するものとする。
- (2) 実施市町村等は、事業の実施について、管内の地域包括支援センター等に対して、周知を図るものとする。
- (3) 実施市町村等は、本事業を委託した場合は、委託先に対し本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、委託契約を解除するものとする。

- (4) 実施市町村等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

6 実施主体 市町村（150か所）

7 補助率 定額（1か所あたり600万円）

(2) 認知症地域ケア多職種共同研修・研究事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、特に認知症連携強化事業を実施する市町村と併せ、本事業を実施する市町村の選定作業をお願いする。

【実施要綱(案)】

1 目的

地域において、認知症対策を推進する地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医師等の専門職による認知症や認知症の医療・介護に関する研修や行政機関、自治会、ボランティア団体等を交えた地域資源の連携による取組みに関する研修等を通じ、地域における認知症対策についての意識の向上と

共通理解を推進するとともに、地域の課題に対する具体的方策を講じることを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、原則として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

特に、認知症連携担当者が配置されている市町村は積極的に実施されたい。

(2) 市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、在宅介護支援センターを運営する法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 専門職研修

ア 研修対象者

地域において認知症高齢者の保健医療・介護・福祉に携わる専門職

【例：医療機関の医師、看護師、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、認知症高齢者グループホームの職員（計画作成担当者、介護職員等）等】

イ 研修内容

(ア) 認知症の医療や介護の専門家（認知症サポート医、認知症介護指導者研修修了者等）同士が相互に実施する講義。

(イ) 地域において認知症高齢者の医療・介護・福祉の従事者間における、各々の専門分野に関する最新情報の伝達や先駆的な取組みに関する情報の共有

(ウ) 認知症高齢者の支援に関する事例研究

(2) 地域ケアネットワーク研修

ア 研修対象者

地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体等

【例：ボランティア団体、家族会、住民自治組織、保健所、警察、消防等の行政機関等】

イ 研修内容等

- (ア) 認知症高齢者及びその家族に対する支援方法に関する研修
- (イ) 認知症高齢者及びその家族を支える地域の関係機関及び関係者の役割に関する研修
- (ウ) 実例検証を踏まえたネットワークの点検や見直しに関する研修
- (エ) 高齢者虐待、権利擁護等認知症高齢者を支える地域の関係者の紹介や交流に資する事業

4 その他

- (1) 研修は月1回以上等定期的・継続的に開催するものとする。
- (2) 国は、実施主体に対し事業の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

5 実施主体 市町村（150か所）

6 補助率 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

(3) 認知症対策普及・相談・支援事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、実施する団体や相談員等の確保をお願いする。

【実施要綱(案)】

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、各都道府県及び指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の本人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

都道府県等は、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族への相談・援助につ

いて、十分な知見及び実績を有すると認められる団体等に事業の一部又は全部を委託することができるものとする。

3 事業内容

- (1) 認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (2) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (3) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより、連携を図ること。
- (4) 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め家族を支えることを目的とし、面接面談による相談や交流集会等を開催すること。
- (5) 認知症に対する早期の対応として各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取り組みを行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行う。

4 相談員の配置等

- (1) 本事業の実施に当たり、認知症の人やその家族等の利用頻度、相談内容等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できるよう、相談員の配置を行うものとする。
- (2) 相談員には、認知症介護の実務経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症高齢者等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置するものとする。
- (3) 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。
- (4) 本事業を委託により実施する場合、受託事業所は、3（4）及び（5）の事業を実施するに当たっては、市町村や都道府県と協議の上実施すること。

5 設備等

相談窓口には、相談専用の電話、その他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

6 その他の留意事項

- (1) 都道府県等は、この事業の実施について、認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 市町村は、この事業を行うにあたっては、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。
- (3) 相談窓口は、認知症に関し、認知症の人やその家族等がいつでも気軽に相談できるよう、常設しなければならないこと。したがって、毎週3日以上の実施が無いもの又は不定期の実施であるものについては、国庫補助の対象とはしないこと。

また、できるだけ土曜、日曜休日等の実施に努めること。

- (4) 相談窓口における業務の実施にあたっては、「認知症コールセンター運営マニュアル（検討中）」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

7 実施主体 都道府県、指定都市

8 補助率 国1/2 都道府県・指定都市1/2

(4) 若年性認知症対策総合推進事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、障害者就労支援ネットワークとの連携による若年性認知症自立支援ネットワークの構築準備をお願いする。

なお、若年性認知症コールセンターは本年秋から全国1か所での開設（認知症介護研究・研修大府センター）を予定している。

【実施要綱（案）】

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、

本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

都道府県は、事業運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、3（3）の事業については、都道府県は、若年性認知症者に対する先駆的な取組みを行っている事業者に委託又は補助することにより実施するものとする。

3 事業内容

（1）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

地域包括支援センターに新たに配置する認知症連携担当者が中心となり、都道府県の区域内を担当する若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、若年性認知症者の雇用継続から高齢化までの各期における適切な支援を行う各事業者へつなぐものとする。

ア ネットワーク会議の設置

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、次の事業を行うものとする。

（ア）若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組み

みづくりの検討

（イ）若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施

（ウ）若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各